

法人口座を開設されるお客様へ

近年、国際社会において金融犯罪やマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっています。

このような行為において信用金庫口座が悪用されるケースもあることから、当金庫では、法人のお客様の口座開設時には、事業実態を確認させていただくため、下記の「公的書類等」による確認および事業内容、預金口座の利用目的、実質的支配者についてお尋ねさせていただきます。

お客様には、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【対象となる法人のお客様】

- ・令和7年5月12日以降、純新規で口座を開設されるお客様

1.ご提示いただく公的書類等について(以下のすべてが必要となります。)

	書類名	備考
(1)	履歴事項全部証明書	発行から6カ月以内のもの(原本)
(2)	実質的支配者の確認書類	実質的支配者が確認できる書類で、以下の書類のいずれか ・法務局発行の「実質的支配者情報一覧」 ・公証人による定款認証時発行の「申告受理及び認証証明書(平成30年11月30日以降に法人設立の定款認証を申請されたお客さま)」 ・直近決算期における法人税申告書(別表二) ・株主名簿 ・出資名簿 ・定款
(3)	来店者様の確認書類	公的な顔写真付きの本人確認書類 (顔写真無しの場合は2種類の確認書類等)

※ご提示いただきます「公的書類等」はすべてコピー(写し)をとらせていただきます。

2.ご留意事項

- お申込みから口座開設までに、2週間程度を要する場合があります。
- ご提示いただきました書類のコピー(写し)についてはご返却いたしません。
- 必要に応じて追加書類のご提示をお願いすることがあります。
- 事業所へ当庫職員がご訪問し、事業内容等を確認させていただきます。
- お申し出にお応えできず口座開設をお断わりすることがありますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

以上